

「産業競争力と知的財産を考える研究会」報告書

2002年6月5日

産業競争力と知的財産を考える研究会

委員名簿

委員 長	阿部博之	東北大学総長
委員長代理	中山信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	赤羽雄二	ブレイクスルーパートナーズ株式会社マネージングディレクター
	秋草直之	富士通株式会社代表取締役社長
	安念潤司	成蹊大学法学部教授
	井上博司	光洋精工株式会社代表取締役会長
	内ヶ崎功	日立化成工業株式会社代表取締役社長
	岡内完治	株式会社共立理化学研究所社長
	小池 晃	日本弁理士会前会長
	小寺 彰	東京大学大学院総合文化研究科教授
	坂井賢二	アンダーセンビジネスコンサルティングパートナー
	庄山悦彦	株式会社日立製作所代表取締役社長 (日本経団連産業技術委員会共同委員長)
	長岡貞男	一橋大学イノベーション研究センター教授
	永岡文庸	日本経済新聞社論説委員
	西川 章	三菱マテリアル株式会社代表取締役社長
	野間口有	三菱電機株式会社代表取締役社長 (日本知的財産協会副会長)
	平田 正	協和発酵工業株式会社代表取締役社長
	松尾和子	中村合同特許法律事務所弁護士
	松田修一	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	村瀬光正	株式会社ジャフコ代表取締役社長
	山本一元	旭化成株式会社代表取締役社長
	山本貴史	株式会社先端科学技術インキュベーションセンター社長
	吉野浩行	本田技研工業株式会社代表取締役社長

産業競争力と知的財産を考える研究会

「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」に関する

ワーキンググループ（WG1）

委員名簿

主査	澤井敬史	日本電信電話株式会社知的財産センター所長
副主査	山地克郎	富士通株式会社常務理事法務・知的財産権本部長兼輸出管理本部長
	相澤英孝	早稲田大学アジア太平洋研究センター教授
	赤羽雄二	ブレークスルーパートナーズ株式会社マネージングディレクター
	江崎正啓	トヨタ自動車株式会社知的財産部長
	小倉正明	日本弁理士会前副会長
	熊倉禎男	中村合同特許法律事務所弁護士
	小泉直樹	上智大学法学部教授
	坂井賢二	アンダーセンビジネスコンサルティングパートナー
	作田康夫	株式会社日立製作所理事・知的財産権本部長
	竹田 稔	竹田稔法律事務所弁護士・弁理士
	手柴貞夫	協和発酵工業株式会社常務取締役・研究本部長
	永岡文庸	日本経済新聞社論説委員
	野元澄男	三菱電機株式会社知的財産センター特許業務管理部長
	裕本源一	日立化成工業株式会社知的所有権室長
	丸島儀一	日本経済団体連合会知的財産問題部会長
	山田和見	旭化成株式会社専務理事 知的財産部長
	唯根 勉	光洋精工株式会社理事総合研究所企画部部長
	渡邊俊輔	明治学院大学経済学部助教授

2002年6月5日現在

産業競争力と知的財産を考える研究会

「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」に関する
ワーキンググループ（WG2）

委員名簿

主査	清水 勇	財団法人理工学振興会専務理事（東京工業大学名誉教授）
副主査	土井宏文	株式会社ジャパンデジタルコンテンツ代表取締役社長
	相澤英孝	早稲田大学アジア太平洋研究センター教授
	赤羽雄二	ブレークスルーパートナーズ株式会社マネージングディレクター
	安藤英敏	システム技研株式会社代表取締役
	伊藤弘昌	東北大学未来科学技術共同研究センター教授・センター長
	井上勝彦	TLOひょうごディレクター
	牛久健司	日本弁理士会前副会長
	木下和典	東京中小企業投資育成株式会社創業期投資支援室グループ長
	熊倉禎男	中村合同特許法律事務所弁護士
	小泉直樹	上智大学法学部教授
	坂井賢二	アンダーセンビジネスコンサルティングパートナー
	杉光一成	株式会社イデアリンク代表取締役
	永岡文庸	日本経済新聞社論説委員
	羽鳥賢一	産業技術総合研究所知的財産部長
	松田修一	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	渡邊俊輔	明治学院大学経済学部助教授

産業競争力と知的財産を考える研究会

「海外における競争力確保」に関するワーキンググループ（WG3）

委員名簿

主査	丸島儀一	日本経済団体連合会知的財産問題部会長
副主査	石井 正	日本国際知的財産保護協会理事長
	阿部克則	千葉大学法経学部法学科助教授
	江崎正啓	トヨタ自動車株式会社知的財産部長
	小川武一	財団法人生活用品振興センター知的財産部長
	作田康夫	株式会社日立製作所理事・知的財産権本部長
	笹島富二雄	日本弁理士会会長
	澤井敬史	日本電信電話株式会社知的財産センター所長
	永岡文庸	日本経済新聞社論説委員
	中島 敏	中島敏特許法律事務所弁護士・弁理士
	野元澄男	三菱電機株式会社知的財産センター特許業務管理部長
	裕本源一	日立化成工業株式会社知的所有権室長
	山地克郎	富士通株式会社常務理事法務・知的財産権本部長兼輸出管理本部長
	山田和見	旭化成株式会社専務理事 知的財産部長
	唯根 勉	光洋精工株式会社理事総合研究所企画部部長

検討経過

第1回（2001年10月19日）

議題：産業競争力と知的財産の現状と課題

第2回（2001年11月30日）

議題：二輪車の中国製模倣品問題

中間論点整理（案）

模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について（案）（特別提言）

第3回（2001年12月14日）

議題：中間論点整理とりまとめ

模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について（特別提言）
とりまとめ

第4回（2002年3月13日）

議題：ワーキンググループ報告（素案）

第5回（2002年5月17日）

議題：最終報告（案）

第6回（2002年6月5日）

議題：最終報告とりまとめ

《目次》

I. はじめに	1
II. 現状認識	3
1. 我が国・産業の国際競争力	3
2. 80年代以降の米国の産業競争力強化・プロパテント政策の成功	4
3. 我が国の知的財産をめぐる状況	4
(1) 我が国の政策的取組の進展	4
(2) 大学・研究機関、企業、海外の実態と検討の視点	6
III. 検討結果	10
1. 知的創造時代を担う人的基盤の構築	10
(1) 知的財産意識の啓発	11
(2) 職務発明制度の在り方	11
(3) 知的財産専門サービス人材の育成	12
①知的財産法務サービス人材の育成	12
②知的財産活用のための人材の育成	13
(4) 中小企業等における大企業OBの技術人材の活用	14
2. 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積	15
(1) 大学発の技術の権利化と移転促進	16
①大学における知的資産の機関管理	16
②大学における知的資産の管理に対する人的支援	16
③大学等における知的財産取得費用の充実	17
④共有特許	17
⑤論文をベースとした特許出願の容易化	18
⑥新規性喪失の例外を許容する制度	18
(2) 先端技術4分野等の知的財産権保護	19
①先端技術4分野に関連する発明促進に向けた審査基準等の整備	19
②先端技術における特許情報のタイムリーな分析・提供	20
(3) 「日本版バイ・ドール」における知的財産の取扱	21
(4) 大学、ベンチャー・中小企業等における特許権の効果的な取得に向けた制度の整備・活用	21
①特許権の早期取得	21
②特許情報の有効活用	22

3. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備	23
(1) 知的財産重視型の経営の追求	25
① 知的財産への戦略的対応の確立	25
② 知的財産に関するディスクロージャー	25
(2) 営業秘密の保護強化	26
(3) 迅速・的確な審査体制の整備～ユーザーニーズを踏まえた審査	26
(4) 知的財産権関係紛争の迅速処理と処理コストの低減	27
① 審判制度と侵害訴訟・審決取消訴訟	27
② 証拠収集手続の拡充	29
③ 損害賠償額の認定の充実といわゆる「三倍賠償制度」	30
④ 弁理士に対する侵害訴訟代理権の付与	31
(5) 知的財産を資産として活用可能とする制度等の整備	31
① 特許流通促進施策	31
② ライセンス契約の保護	32
③ 知的財産を活用する資金調達手段の拡充	33
(6) ネットワーク社会に対応した知的財産制度の確立～デジタルコンテンツの流通促進	33
(7) 知的財産関連統計の整備	34
4. 海外における知的財産の保護強化	35
(1) 模倣品等知的財産権侵害品への対策強化	36
(2) 技術移転に関する基本的考え方	37
(3) 海外での権利取得の促進・容易化	38
(4) 国際裁判管轄に係る知的財産分野への対応	39
IV. 終わりに	40

I. はじめに

中国等途上国の経済的台頭に伴い世界的規模の競争が進展する中、我が国産業は生き残りをかけて、技術開発力や商品力の向上、一層のコスト削減、コアコンピタンスへの資源の集中投入などの構造改革に努めている。また、政策的には、我が国の産業競争力を強化しつつ、国内の雇用をも確保する観点から、不良債権処理、戦略的技術開発政策の推進、規制緩和によるインフラコストの低減、企業法制、税制、雇用制度の見直し等が行われている。

途上国の低コストと技術力の飛躍的向上を前提とすれば、今後は我が国産業の体質そのものを、欧米から導入した基本技術を改善しつつ効率的に活用する「キャッチアップ型」から、創造性の高い技術を中心に成長を実現する「フロンティア型」に変革する流れを加速化することが不可欠である。今後は国も企業も知的財産を産業競争力の源泉と位置付け、それを機軸とした戦略を構築することが早急に求められている。

こうした観点から、国内的には、①我が国の産業競争力が技術等を核に強化されるよう、知的財産政策の観点からも、創造された技術等を知的財産として適切に保護し、効果的に活用する制度を構築するとともに、②大学における研究から生み出される新技术を核としたベンチャー・中小企業の創業・育成につながる、利用しやすい制度を設計することが不可欠である。また、国際的にも、③海外における産業競争力を確保するよう、模倣品等の海外における我が国の知的財産への侵害に対して適切に対処するとともに、国際的な特許出願の急増に伴う企業の負担軽減等を図るため、知的財産制度の国際調和を促進することが必要である。さらには、④ネットワーク社会を迎え、デジタルコンテンツ等の適切な保護・流通の確立も不可欠である。

かかる状況に鑑み、今後の我が国知的財産制度に関し、我が国企業による戦略的な活用を図る観点から、喫緊の課題から中長期の課題まで幅広く検討するため、経済産業省経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として、「産業競争力と知的財産を考える研究会」が設置された。2001年10月19日に開催された第1回会合において、その下に、「産業競争力強化のための知的財産の価値の戦略的最大化」、「大学、ベンチャー・中小企業が利用しやすい知的財産制度」、「海外における競争力強化」の3つの課題のそれぞれに関し、より詳細な検討を行うための3つのワーキンググループを設置した。また、「ネットワーク社会に対応した知的財産制度の確立」については、適宜、e-Japan 重点計画に基づく作業の進捗状況の報告を受けることとした。

研究会は、これまでに計5回、また、ワーキンググループは、それぞれ9回ずつ開催され、多岐な論点にわたり、集中的な討議が行われた。2001年12月14日には、「中間論点整理」をとりまとめ、本研究会としての到達点と更に検討すべき課題を明らかにした。あわせて、模倣品等への対策強化については緊急の課題であることから、最終報告に先駆けて特別提言（「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策の強化について」）をとりまとめ、公表した。

年明け以降、知的財産戦略の確立に向けた動きが高まる中で、総理大臣主催の「知的財産戦略会議」が設置されることとなり、同会議への貢献を新たな目的としつつ、残された課題について引き続き議論を行い、今般、最終報告をとりまとめたところである。最終報告においては、諸般の議論を踏まえ、先述の4つの課題を新たに、「国民の知的財産意識の啓発、知的財産関連人材の育成等」、「国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積」、「知的財産を核とした企業戦略のための基盤戦略」、「海外における知的財産の保護強化」の4つに再整理した上で、それぞれの課題について可能な限り結論を得るとともに、それが困難なものについては、論点や対立する主張等の整理を行った。また、全体として、経済産業省をはじめとする関係機関に対して提言内容の着実な実施を求める観点から、提言には期限等を示し、行動志向的なものとするよう努めた。

Ⅱ. 現状認識

1. 我が国・産業の国際競争力

我が国及び我が国産業の国際競争力は深刻な状況にある。関連する指標を幾つか挙げると次のとおりである。

- ①我が国のGDP（国民総生産）の実質成長率は、80年代の平均で3.8%から95-2000年の平均で1.4%に低下した。一方で、OECD諸国全体では、2.8%から3.1%に増加しており、特に米国は2.8%から3.9%への高い成長率を維持している¹。
- ②我が国の労働生産性上昇率が80年代の平均で3.3%から95-98年の平均で1.6%へと急速に低下した。他方、米国は、1.3%から2.2%へと上昇した²。
- ③我が国の技術力を米国と比較した場合、経営者のアンケートでは、情報家電、製造・材料技術等の一部技術においては、米国より優位にあると評価しているものの、全般的に米国の優位性が指摘される分野が多い³。特に、将来を担う革新的技術について、技術者のアンケートでは、情報、バイオ等の先端技術分野等を中心に、多くの分野において米国の技術力の圧倒的優位性が指摘されている⁴。
- ④日本の製造業に従事する一般工の賃金水準は、他のアジア諸国と比較して、非常に高水準であり、中国との比較では約25倍の格差がある⁵。また、電力、輸送料、通信料等の社会インフラにおいて、高コスト構造が顕著に見られる⁶。
- ⑤我が国製造業の海外生産比率は90年代以降上昇傾向にあり、90年には17.0%であったものが、99年には29.9%にまで増加している。業種別に見る

¹OECD（経済協力開発機構）「Economic Outlook」をもとに作成。

²OECD（経済協力開発機構）「Economic Outlook」をもとに作成。

³（社）科学技術と経済の会（1999年3月）のアンケート調査

⁴NEDO「長期エネルギー技術戦略等に関する調査」（2001年3月）

⁵ アジア製造業の一人当たりの人件費は、日本の3,288ドルに対して、韓国848ドル、台湾726ドル、シンガポール518ドル、中国131ドルである（2001年9月20日、産業構造審議会新成長部会。ジェトロ「ジェトロセンサー2001年4月号」から作成。）

⁶ 例えば、大口電力、産業向け運輸サービス、産業向け通信サービスの各料金について、日本を100とした場合、韓国は、それぞれ33、29、24、台湾は、57、57、40、シンガポールは47、37、35、中国は、29、25、22となっている（2001年9月20日、産業構造審議会新成長部会資料。経済産業省「産業の中間投入に係る内外価格調査」を基に計算。数値は2000年。）

と、2000年には輸送機械が33.2%、電気機械が25.2%、一般機械13.7%、繊維9.2%となっている⁷。

- ⑥中国からの輸出品目は、88年には繊維製品、機械製品の順であったが、98年には機械製品が繊維製品を上回った。また、中国の産業競争力は向上しており、例えば、パソコン及び周辺機器の生産額は世界第3位、複写機、プリンター、デスクトップパソコンで世界の50%以上を生産するにまで至っている。

2. 80年代以降の米国の産業競争力強化・プロパテント政策の成功

- ①米国では70年代終わりから80年代にかけて、自国の製造業の国際競争力低下の危機感から、国を挙げて産業競争力強化政策といわゆる「プロパテント」政策が推し進められた。79年にはカーター大統領の「産業技術革新政策に関する教書」が発表され、これを受けて「スティーブンソン・ワイドラー技術革新法」（80年）、「バイ・ドール法」（80年）、「中小企業技術革新法」（82年）、「連邦技術移転促進法」（86年）の策定など産業競争力強化のため、技術移転を促進する様々な施策が講じられた。また、85年にはいわゆる「ヤング・レポート」がとりまとめられたが、これは88年の包括貿易法の制定やウルグアイ・ラウンドにおけるTRIPS協定交渉推進のモメンタムとなった。
- ②米国のプロパテント政策の流れには、3つの流れがあった。すなわち、①メダー委員会（78年）を出発点とするCAFC（連邦巡回控訴裁判所）の設立、特許の保護対象拡大等の司法省・裁判所の動き、②カーター教書を出発点とした、米国特許庁の拡充、特許法の改正等の米国特許庁の動き、③ヤング・レポートを出発点とする知的財産政策と通商政策のリンケージ等のUSTRAの動きである。これらの施策は、米国の産業界と特許弁護士の強い支持を背景としていたと考えられる。

3. 我が国の知的財産をめぐる状況

（1）我が国の政策的取組の進展

我が国においても、米国のプロパテント政策を参考としつつ、97年以降、司法、行政、対外政策の各局面で、プロパテント政策が実施されてきた。

⁷ 経済産業省「平成12年度海外事業活動基本調査」他

①司法面から見ると、ここ数年間、東京高裁、東京・大阪両地裁における知的財産専門部の増設、知的財産担当裁判官の増員、裁判所調査官の拡充等、知的財産権訴訟の専門的処理体制の改善が見られる⁸。その結果、知的財産関連裁判の処理期間は、93年の平均31.9月から、2001年には平均18.3月にまで短縮化している。また、98年及び99年の特許法改正により、特許権侵害訴訟における侵害行為・損害額の立証が容易化されたことを背景に、近年、損害賠償金の高額化が進んでいる。さらに、知的財産関連紛争でも特に専門的な判断が求められる特許権、実用新案権、回路配置利用権及びプログラム著作物の権利に関する訴えについては、98年以降、東京地裁と大阪地裁の競合管轄が認められ、専門的な審理体制を有する両地裁への審理の集中が進んだ結果、審理の迅速化や裁判の予見可能性が高められた。

②行政面から見ると、第1に、経済社会のデジタル化、ネットワーク化に応じて、知的財産権法による保護の拡充・強化が進んでいる。具体的には、特許庁の審査基準が改訂され、97年4月には記録媒体に記録されたプログラムの保護が、2001年1月にはプログラム自体の保護が図られた。また、ネットワーク上を流通するコンピュータ・プログラム等の無体物について特許法による保護を強化するとともに、インターネット上で行われる事業活動において使用される商標を的確に保護するための特許法・商標法の改正法案が、2002年4月に成立したところである。これに先立ち、2001年6月には、不正競争防止法が改正され、ドメイン名を保護するためのルールが整備された。

第2に、大学・研究機関からの技術移転を促進するための制度整備が進んでいる。大学等技術移転促進法（98年）、産業活力再生特別措置法（99年）、産業技術力強化法（2000年）の成立により、大学・研究機関で生み出された研究成果を企業に円滑に移転するための仲介機関であるTLO（技術移転機関）の設立とその活動の支援が進み、大学・研究機関の特許取得及び大学・研究機関から産業界への技術移転が進みつつある。

その他、97年からの特許流通事業の実施による、休眠特許の活用促進、20

⁸ 97年から2002年までの推移

	裁判官	裁判所調査官
東京高裁	3か部10人 → 4か部16人	9人 → 11人
東京地裁	1か部 8人 → 3か部15人	5人 → 7人
大阪地裁	1か部 3人 → 1か部 5人	3人 → 3人

00年弁理士法改正による知的財産専門サービス提供環境の充実化、98年に開始した知的財産関連教材の作成・無償配布に代表される知的財産教育の普及が進みつつある。

③ 対外政策面から見ると、97年の日米欧三極特許庁京都会合以降、三極特許庁間の協調が進むとともに、世界知的所有権機関（WIPO）における特許協力条約の改正（PCTリフォーム）、実体特許法条約（SPLT）等の議論の場において、世界的な特許取得コストの削減、制度調和に向けての議論が進展しており、我が国の積極的な参画が見られる。

また、模倣品被害の深刻な国・地域に対して、その改善に向けた働きかけを行うとともに幅広い知的財産関係者（審査官、税関職員、取締担当官、法曹、研究者等）の研修に協力し、当該国・地域の知的財産権制度の充実を支援してきた⁹。さらに、自国企業に対しては、被害実態調査を通じた情報収集・提供等を実施してきた。

（2）大学・研究機関、企業、海外の実態と検討の視点

これまでの政策的取組により、知的財産権制度は相当程度改善された。しかしながら、次に述べるように、大学・研究機関、企業、海外の実態にかんがみれば、一層の取組が必要であると考えられる。

① 大学・研究機関の実態

大学・研究機関はシーズの宝庫であるが、我が国においては大学・研究機関のシーズが必ずしも産業競争力の強化という面からは十分に活用されていない。

i) 米国の特許1件当たりの科学論文引用件数を国別に比較すると、我が国は米、独、仏、英以下である。米国特許1件当たりに引用される論文数は、米は3.0件であるのに対して、日本はわずか0.6件にすぎない¹⁰。

ii) 研究機関、大学等、会社等の組織別に研究費使用割合と研究本務者数割合をみると、研究機関、大学等は、それぞれ、2000年の研究費ベースで13.6%、19.7%、2001年の研究本務者数ベースで、6.5%、35.7%を占めており、先端技術開発とその特許出願に関し潜在能力が期待される場所である¹¹。

⁹ 96～2001年の途上国からの研修受入れ状況は、43ヶ国・地域から、合計1,447人。うち、98年に新設した執行（模倣品対策特化）コースの受講者は64人。

¹⁰ 科学技術政策研究所「科学技術指標2000」

¹¹ 総務省「平成13年科学技術研究調査報告」

iii) 大学の特許出願実績について、日米を比較すると、日本の大学の出願上位3校の実績は、東海大学44件、名古屋大学27件、立命館大学20件（2000年公開ベース）であるのに対し、米国の大学の出願上位3校の実績は、カリフォルニア大学633件、マサチューセッツ工科大学372件、スタンフォード大学234件（98米国年度出願ベース）となっており、米国の大学に比較して、日本の大学の特許出願に対する取組は活発ではない¹²。ただし、日本の大学で生じた特許は個人帰属となる場合が大半であることを考慮する必要はある。

iv) TLOについては、我が国の場合、移転の実績は着実に増加しているものの、設立後の年数が少ないこともあり¹³、米国に比べるとはるかに小さい（2000年の技術移転実績：日本213件、米国3,606件）。

v) 大学等の技術を受けて設立された大学発ベンチャーについては、米国は2000年度までで延べ2,624社であるのに対し、日本は2001年度末時点で263社である¹⁴。なお、大学発ベンチャーが抱える現在の主な問題点として、スタッフの確保（28.5%）、資金調達（28.1%）等が挙げられる¹⁵、これらへの対応が求められる。

vi) 近年の日米欧の知的財産権仲介移転ビジネスについては、米国の約1,000社、欧州の約280社に対して、我が国は48社にすぎない¹⁶。

②企業の実態

i) 米国企業は知的財産を自社の競争力の源泉として経営ビジョンに位置付け、事業戦略に組み入れている。例えば、ある米国の化学企業は、自社が保有する特許を、ア) 現在の業務上必要なもの、イ) 潜在的に必要性があるもの、ウ) 業務上利益がないものに3分類した上で、業務上利益が出ないものを整理した結果、93年時点では12,000件の特許を保有していたところ、99年時点では8,500件にまで削減し、特許維持コストの4,000万ドルの圧縮に成功した。

¹² 米国のデータの出所は、「AUTM Licensing Survey 1998」。日本のデータの出所は、特許庁「特許行政年次報告書（2001年版）」。出願から公開までには1年半かかるため、2000年に公開された日本国特許出願の出願時期は、98米国年度に出願された米国特許出願の出願時期と最も重なりが大きいので、両者の数値に基づいて比較した。

¹³ 承認TLO第1号の承認日は、1998年12月4日。

¹⁴ 日本：経済産業省調べ、米国：AUTM Licensing Survey

¹⁵ 筑波大学先端学際領域研究センター「大学発ベンチャーの現状と推進方策に関する調査研究」（2002年3月）

¹⁶ 特許庁調べ（日本：2002年4月、米国：97年3月、欧州：98年3月）

ii) 我が国企業の出願を先端技術の分野からみると欧米に比較してバイオ、医療、通信といった先端分野での国際出願の低さが顕著となっている。現代の技術開発の長期化、学際化にかんがみいわゆる「選択と集中」の経営戦略が不可欠となっているが国際的な観点からの知財取得、管理体制の構築が急務である。

iii) 我が国企業における自社特許の評価は、改良特許が7割以上を占めるとの報告がある¹⁷。また、別の調査によると、最も必要としている特許として5割弱の企業が、「基本特許のような原理に関するもの」と回答している。日本企業は、ii)で指摘された研究開発戦略に合わせた知的財産戦略を採ることが求められる。なお、我が国企業の海外での取得特許件数は欧米に比べ遜色ないものの、国内出願の伸びがより大きいことから、欧米企業と比較して海外出願の全体に占める割合は小さなものとなっている。

③海外の実態

<模倣品等権利侵害品被害>

i) 世界全体の模倣品被害額は世界の貿易額の約5～7%を占めているとのデータがある¹⁸。我が国企業に対する権利侵害品製造国・地域は、中国（33%）、韓国（18%）、台湾（18%）の順で大きく、この上位3カ国・地域で全体の約3分の2を占めている¹⁹。

ii) 我が国企業の場合、模倣品の被害は、雑貨（19%）、一般・産業機械（19%）、電子・電機機器（14%）、運輸・運搬機械（10%）、繊維（7%）、食品（5%）、精密機械（5%）、化学品（3%）、医薬品・化粧品（3%）等、広範な産業分野に及んでいる。

iii) これまでのところ、非常に高度な技術を要する商品（例えば、電子プリンター等）については、模倣品被害の報告はないものの、模倣品の技術レベルは向上しており、例えば電動工具では一般人に判別困難なレベルに達しているとの評価がある。また、模倣形態でいえば、商標権侵害から意匠権・特許権侵害へと高度化する傾向もみられる。

¹⁷ (財)日本テクノマート「未利用特許情報実態調査報告書」（96年）

¹⁸ I C C (International Chamber of Commerce) 「Countering Counterfeiting(1997)」

¹⁹ 件数ベース、発明協会「平成13年度模倣品被害調査報告書」

- iv) また、我が国の模倣品被害が深刻な中国等においては、中央政府が模倣品対策を重点課題と位置付け、取組を強化する動きが見られるものの、地元経済を重視する「地方保護主義」により、地方政府が模倣品製造を黙認しているケースがある。
- v) こうした模倣品被害への日本企業の対応については、欧米企業に比し不十分と見られている。一般的には、日本企業は、予算・権限等を現地支社に委譲せずに対応するため機動的対応が困難となっているのに対し、欧米企業は、権利侵害品問題を企業利益に直結する問題として捉え、現地支社が主体的にビッグローファームとの契約、企業連合の設立等を通じ対応する等、より強力な対応を講じている。

<技術流出>

- i) 海外への「意図せざる」技術流出が発生している。例えば、ノウハウの塊である設計図等を無断流用され、全く同様の部品が中国メーカーから流通した（部品メーカー）、アジア企業取引先に製品開発協議の過程で製造方法を見せたところ、その技術の特許出願された（半導体装置メーカー）等、我が国企業の競争力を損なう事態が現出しており、今後、深刻化することが懸念されている。

<海外での権利取得>

- i) 経済のグローバル化に対応して、同一の発明が多数の国に出願される結果、国際的な出願が増大している。（98年には、およそ18万件程度の出願が重複されて出願される結果、全体では約510万件にまで膨張。）このため、一つの出願で世界中に特許成立を認める「世界的な特許システム」のニーズとそれに向けた制度調和の要請が高まっている。

以上の実態にかんがみれば、知的財産を経済の活性化、産業競争力強化の源泉とするために、知財重視政策の一層の拡充が急務であるといえる。知的財産に関する問題は多岐にわたることから、本研究会では、それらを①知的創造時代を担う人的基盤の構築、②大学・研究機関における知的財産（シーズ）の一層の創出・蓄積、③企業経営における知的財産の積極的活用、④海外における知的財産の保護強化に分類し、個別具体的に検討を行った。

Ⅲ. 検討結果

1. 知的創造時代を担う人的基盤の構築

〈ポイント〉

- ①科学技術創造立国を実現するためには、国民全体の創造に対する意識を向上させることが不可欠であるとともに、創造の成果として生まれた知的財産を保護し、活用する意識の醸成が重要である。このため、自由な発想、創意工夫の大切さを涵養し、独創性・個性を尊重する社会・文化環境の構築を図るべく、2002年度より、知的財産教育の支援策をより一層充実すべきである。
- ②職務発明制度の在り方に関しては、優れた研究者の海外流出を防止し、発明者のインセンティブを確保すること及び企業の特許管理コスト・リスクを軽減し企業の自由度と予見可能性を増やすことが重要であり、社会環境の変化を踏まえつつ、更に検討を深めることが必要である。2002年度中に、企業の実態、従業員層の意識、各国の制度・実態等の調査を行い、産業競争力強化の観点から、特許法改正の是非及び改正する場合にはその方向性について検討を行い、2003年度中に結論を得るべきである。
- ③技術と法律の両面に知悉した知的財産に関する法務サービス提供者の規模を抜本的に改善するために、即戦力として活躍できる弁護士が養成されるような法曹養成制度が構築されることが必要である。具体的には、2004年4月から学生受け入れ予定である法科大学院において自主的な創意工夫のもとにカリキュラムを設定できる設置基準を設定することや、司法試験において基本六法の偏重を無くす一方で、ビジネスローを選択科目とすること等が強く求められる。また、新しい社会のニーズに応え、有為の人材を広く集める観点から、法科大学院は広く門戸を開放すべきである。また、知的財産法務サービス人材の育成に加え、知的財産の価値評価等知的財産活用のための人材育成を行うことが必要である。
- ④ベンチャー・中小企業にとり、新たな技術等の知的財産を生み出す人材の確保が大きな課題となっている一方で、大企業を退職した技術人材は活躍の場が少ないとの指摘も存在する。このため、有為な技術人材である大企業OB等がベンチャー・中小企業に対し、いわばアドバイザー役として、技術ノウハウ等の円滑な移転等を行うことにより、新たな知的財産の創造を促進することが有効であると考えられ、ベンチャー・中小企業のニーズと大企業OBのシーズを具体的にマッチングするための方策について、早急に検討を進めるべきである。

(1) 知的財産意識の啓発

2001年3月30日、「科学技術創造立国」の実現に向けて二十一世紀の国づくりの礎となる「科学技術基本計画」の第2期計画が策定され、科学技術創造立国の在り方の理念として、知の創造と活用により世界に貢献できる国、国際競争力があり持続的発展ができる国、安心・安全で質の高い生活のできる国が示された。

当該理念を実現するためには、個性の一層の尊重に加え、国民全体の創造に対する意識の向上が不可欠である。加えて、その成果として生まれた知的財産を保護し、活用する意識の醸成が重要となる。そのためには小学校の早い段階から自由な発想、創意工夫の大切さを涵養する教育を行い、さらに年齢に応じた知的財産教育を通じ、独創性・個性を尊重する文化環境を構築していくことが重要である。現在、特許庁が実施する教材の提供、セミナー開催に関する事業について、今後新学習指導要領の規定や教育改革の動向を考慮しつつ、2002年度より、これまで以上に文部科学省との連携を図りながら、更なる国民一般への知的財産意識の向上を図るべくその充実に努めるべきである。特に、今後、知的財産の教育手法の研究等、教育者側の知的財産制度に関する知識の向上のための支援策を始めとする諸施策を推進すべきである。

(2) 職務発明制度の在り方

現行特許法上の職務発明制度は、従業者が職務上なした発明について従業者に原始的に権利が帰属するとした上で、企業は「相当の対価」を支払うことを条件に、勤務規則その他の定めにより権利を承継することができる旨規定している。近時、雇用慣行の変化等を背景に、「相当の対価」の額をめぐる従業者と企業との間の紛争が発生しており、また、対価が相当額に満たない場合には、従業者は事後的に相当な対価を請求し得るとの高裁判決がなされた。当該事件は現在最高裁判所に上告中であるが、最高裁判所の判断の如何によっては、職務発明制度の在り方について再考が迫られることとなる。

研究会においては、i) 特許法第35条の全面削除、ii) 使用者に通常実施権を認めつつ、職務発明の承継は契約によって処理する法制（特許法第3項、第4項の削除。）、iii) 契約以外にも、勤務規則その他の定（使用者の一方的意思表示）により承継することを認め、かつ、承継の条件も勤務規則その他により定めることを可能とする法制について議論された。

i)、ii) については、民法上の公序良俗の観点から契約の有効性について争われる可能性が残り、権利の承継の法的安定性の観点からの問題が指摘された他、

使用者は全従業者と契約しなければならないこととなり、特に中小企業について考えた場合に問題があるのではないかとの指摘があった。

ii)、iii)については、業界団体から同旨の強い要請が出された一方で、学識者からは企業側に有利な提案ではないかとの指摘があった。また、ii)、iii)を導入する場合には、社内職務発明規定等について十分なディスクロージャーを行うことにより、企業が従業者から訴えられるリスクを低減でき、さらに職務発明承継の条件について市場からの理解が得やすくなることが期待できるとの指摘があった。

上記3つ以外の意見としては、iv)原始的な法人帰属を認め、顕著な発明の場合のみ、発明者に補償請求権を付与する法制、v)発明者への補償として、昇進その他の金銭以外の選択肢を可能とする法制などの提案もあった。また、法改正の方向性についての提案が出された一方で、最高裁判決が確定しない状況においては、現段階で特許法第35条について一定の方向性を出すのは時期尚早であるとの意見も出された。その他、法改正ではなく、ガイドラインを策定することも一案であるとの意見も出されたが、詳細なガイドラインを定めているドイツでは多くの訴訟が発生しており、民間企業に所属する委員からは反対意見が出された。また、報奨金の支払いの在り方については、大学・公的研究機関と企業では事情が異なるので、公的研究機関の報奨金支払い規定をそのまま企業に採用することはできない点に注意すべきとの意見もあった。

今後、わが国競争力の強化に資するためには、優れた研究者の海外流出を防止し、海外からの流入を招くような発明者のインセンティブを確保すること及び企業の特許管理コスト・法的不安定性等のリスクを軽減し企業の経営判断の自由度と予見可能性を増やすことが重要であり、そのような望ましい職務発明制度の在り方について、社会環境の変化を踏まえつつ、更に検討を深めることが必要である。そのため、既に開始している企業の実態、従業者層の意識、制度改正が検討されているドイツを含む各国の制度・実態等の調査を2002年度中に完了し、産業構造審議会知的財産政策部会等の場において、特許法改正の是非及び改正する場合にはその方向性について検討し、2003年度中に結論を得るべきである。

(3) 知的財産専門サービス人材の育成

①知的財産法務サービス人材の育成

我が国が科学技術創造立国を実現するためには、知的財産権の活用促進・紛争処理のための十分な環境を整備することが必要であり、技術や知的財産に関する法務等の知的財産専門サービスの充実や当該サービス提供者の拡大が求められている。現在、知的財産に関する法務サービス提供者（弁護士、弁理士）は、約5、

000人に留まっているが、規模を抜本的に拡充することが必要である。

現在、司法制度改革の一環として新法曹養成制度の整備に関し、法科大学院制度について中央教育審議会大学分科会法科大学院部会において、また、新司法試験や法科大学院の第三者評価について司法制度改革推進本部法曹養成検討会において検討が進められている。

これらの検討に当たっては、各法科大学院が、適切に社会のニーズを把握し、自主的な創意工夫のもとカリキュラム・教材を作成することにより、弁護士として将来活動するために必要なビジネスロー及び知的財産法の分野で即戦力として活躍できる弁護士も養成されるような制度が構築されることが期待される。

具体的には、まず、学生が新司法試験に合格するために基本六法のみを熱心に学習するような事態に陥らないように、新司法試験の水準を考慮することが強く求められる。

これに加えて、2004年4月から学生受け入れ予定である法科大学院において、自由にカリキュラムを策定できるよう緩やかな設置基準を設定すること、及び学生が知的財産法の習得に熱心に取り組むよう新司法試験の科目として、知的財産法をはじめとするビジネスロー科目を選択可能とすることが望まれる。

なお、法科大学院の選択科目の例としてビジネスロー、とりわけ知的財産法を位置づけること、及び知的財産法をはじめとするビジネスローを履修したことを新司法試験受験の要件とすることも併せて選択肢として検討すべきである。また、新しい社会のニーズに応え、有為の人材を広く集める観点から、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、社会人等にも広く門戸を開放し、技術と法律の両面に知悉した知的財産専門サービス提供者を多く輩出すべきである。

②知的財産活用のための人材の育成

企業や大学・公的研究機関における知的財産の有効活用を促進することは、我が国の産業競争力の強化にとって極めて重要である。このため、知的財産法務サービス人材の育成に加え、知的財産活用のための人材育成を行うことが必要である。

具体的には、企業や大学において技術戦略を担う技術マネジメント（MOT：Management of Technology）に始まり、知的財産に基づくビジネスプラン作成やマーケティング、知的財産の価値評価、知的財産に基づく資金調達・提供、技術開発を行う際の先行技術調査や特許マップの作成、知的財産の取引やライセンスの仲介等を行う専門人材が必要であり、これらの人材育成を強化していくことが必要である。

特に、中小・ベンチャー企業や大学・研究機関においては、このような人材の内部確保が困難なため、このようなサービスを提供する知的財産事業者を育成す

べきである。

(4) 中小企業等における大企業OBの技術人材の活用

我が国経済社会がキャッチアップ型からフロンティア型に移行するためには、挑戦意欲と機動性に富むベンチャー・中小企業が、これまで以上に積極的な役割を果たすことが期待されているが、ベンチャー・中小企業にとり、新たな技術等の知的財産を生み出す人材の確保が大きな課題となっている。他方で、大企業を退職した技術人材は活躍の場が少ないとの指摘も存在する。このため、有為な技術人材である大企業OB等がベンチャー・中小企業に対し、いわばアドバイザー役として、技術ノウハウ等の円滑な移転等を行うことにより、新たな知的財産の創造を促進することが有効であると考えられ、ベンチャー・中小企業のニーズと大企業OBのシーズを具体的にマッチングするための方策について、早急に検討を進めるべきである。

2. 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積

<ポイント>

- ① 我が国では、産学連携政策が講じられ、また、TLO制度も構築されているものの、大学発の技術の権利化とその移転促進は、米国に比べはるかに遅れている。このため、i) 大学における発明の承継に基づく帰属を「研究者又は国」から、「大学・TLO」に変更することにより、大学発特許の円滑な移転を図るべきである。ii) 大学の知的財産管理体制整備に関する支援を進めるべきである。iii) 大学、ベンチャー等に負担の大きい弁理士費用等に対する手当を充実すべきである。iv) 大学と企業の共有特許については、適切な共有形態となるような契約慣行が定着するよう、関係者間で努力すべきである。
- ② 先端技術4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）をはじめとする戦略的な研究開発が、着実に特許権としての成果に結び付き、それがその分野の産業発展につながるためのメカニズムを構築すべきである。具体的には、ア) タンパク質の立体構造に関連する発明について、2002年度中に審査事例集を作成、公表するとともに、再生医療、遺伝子治療に利用される細胞処理方法の発明の取扱いを明確化するために、2002年度中に、法改正及び審査基準の改訂の必要性について検討し結論を得ること、イ) 先端技術における特許情報のタイムリーな分析が行えるよう、2002年度より、米国、欧州における登録件数の公表の開始を行うこと等の施策を講ずべきである。
- ③ 日本版バイ・ドールを適用している省庁は未だ一部の省庁に限られていることから、今後可能な限り、各省庁の全ての委託研究において日本版バイ・ドールを適用すべきである。また、日本版バイ・ドールを適用して得られた知的財産について、第三者への米国内への輸入・販売に関する独占的ライセンス供与について審査を行っている米国バイ・ドール制度を参考にすべきとの議論がある。これについては、科学技術の振興や産業競争力の強化等の広範な国益の確保という基本的視座を保ちつつ、検討をすることが必要である。この際、独占的ライセンスの供与について、受託者に対し、政府に協議を求めることは、委託契約上の取扱で可能であることも考慮すべきである。
- ④ ベンチャー・中小企業のように資力の乏しい企業においては、発明の早期の特許化と事業化が極めて重要な場合があり、早期審査制度の普及啓発に努めるべきである。

(1) 大学発の技術の権利化と移転促進

①大学における知的資産の機関管理

国立大学で生じた発明の特許を受ける権利の取扱いについては、旧文部省の通知（昭和53年3月25日付け文部省学術国際局長・会計課長 通知文学術第117号「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」）により、発明が特定の応用開発目的等の場合に国に帰属し、それ以外の場合には研究者個人に帰属することとなっており、私立大学等もこれに準じて原則研究者個人に帰属することが多い。研究者個人に帰属する場合、権利の維持・管理の負担が大きく、一般的に個人で行うのは困難である。他方、国に帰属する場合、国有財産処分手続の問題から、必ずしも有効な活用ができない。

今後、大学発明の特許取得を促進し、その有効活用を図るためには、特許等の知的資産の管理を現在の国立大学のような「研究者個人又は国」から、国立大学法人化を機に、「大学・TLO」への権利の承継に基づく機関帰属へ移行することが望まれる。これにより、大学内における権利の取扱いを定めた発明規程やライセンス料配分規定等のルール整備を進めるとともに、各大学が特許出願・管理を組織的に行う体制を早期に構築することが必要である。特に、国立大学においては、権利の承継に基づく機関帰属を原則とする方向で、これまでのTLOの活動経験を踏まえて、法人化後の学内特許ポリシーの確立に向けた検討を具体的に進めるべきである。さらに、TLOの活動と民間事業者への技術移転の促進の観点から、経済産業省と文部科学省が相互に連携していくことが必要である。

②大学における知的資産の管理に対する人的支援

大学の技術シーズを適切に権利化・活用し、新規産業創出を図るためには、大学が戦略的な特許取得ができるよう特許マインドを強化すること、知的財産管理体制の整備をすること、学内の特許ポリシー等のルールを整備することが必要である。このため、企業等においての実務経験を通じて高度な知的財産管理能力と指導者としての資質を備えた人材（知的財産管理アドバイザー）を大学に派遣する事業を、2002年度の早期に実行に移すべきである。

さらに、大学における研究開発の成果が円滑に社会に還元されるよう、技術移転の環境の整備を図ることが必要である。このため、特許流通アドバイザーの派遣等の人的支援、大学におけるインキュベーション施設（ベンチャー育成施設）等の産学連携部門の整備が必要である。

大学発の技術の産業界への移転は、発明の権利化・ライセンスングと知的財産

管理に加えて、インキュベーション活動等を有機的に組み合わせて実施することが望ましい。現在の国立大学の研究マネジメント体制を見ると、国立大学が単に法人格を得ただけではこれら専門性の高い実務を伴うマネジメント体制を学内に構築することは困難であるとも指摘された。このため、現在、学外組織としての活動を展開している承認（認定）TLO等の有する経験とノウハウを活用することが有益である。

③大学等における知的財産取得費用の充実

研究成果の権利取得・維持管理のための費用について、大学TLO、中小・ベンチャー企業に対しては、既に審査請求料及び第1～3年分の特許料を半額軽減する減免措置が講じられている。しかしながら、特許出願に際しては、弁理士費用、外国出願のための翻訳費用等が高額となり、大学等にとっては特許出願の負担が大きい。

2001年度から5年間の支出総額を約24兆円とする政府研究開発投資は、大学等に対しても支出されるものであり、この研究開発成果を適切に権利化していくことが肝要である。大学等においても、今後、特許出願費用、弁理士費用、海外出願のための翻訳費用等の知的財産権取得費用の手当を充実させていくべきである。

④共有特許

共有特許については、第三者に譲渡又は実施許諾する際には、共有者の同意が必要であるため（特許法第73条）、一方の共有者である大学が実施許諾を希望しても、他方の共有者である企業が同意せず、技術が実施されなくなるおそれがあるとの指摘がある。

この問題に関し、独立行政法人産業技術総合研究所においては、共有の相手方に対し、通常実施権を第三者に実施許諾したい旨の通知を行った場合、当該相手方は、同意しないことに正当な理由がない限り、書面により通常実施権の許諾に同意することとしている他、第三者から得られた実施料を持分に応じて配分する旨、共同研究契約において明記することとしている。

また、文部科学省が、2002年新たに、共同研究契約に関するモデル例（平成14年3月29日付け文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長・大臣官房会計課総務班主査通知13振環産第59号「共同研究契約書及び受託研究契約書の取扱いについて」）を国立大学に配布し、当該モデル例におい

ては、大学と企業が契約を結ぶ際、一定期間を経過しても企業が実施しなかった場合、一方の当事者である大学が、第三者に実施許諾できる旨の規定が盛り込まれている（具体的期間については、契約時に両当事者間で決める）。

これらの取組は、法改正することなく、契約による柔軟な対応を可能とするものであり、企業側に対して、共同研究の成果についての意識改革を促すとともに、大学・TLO側に対して、共同開発のインセンティブを付与するものである。研究成果の有効活用の観点から、こうした契約慣行が広く普及することが望まれ、今後の展開に注視していくべきである。

⑤論文をベースとした特許出願の容易化

大学教官の一部には、特許明細書の作成には専門的知識を必要とすると共に時間がかかるため、大学の教官が論文をそのままの形で明細書に代えて仮出願をすることにより、研究成果を迅速に特許出願につなげられるようにして欲しいとの要望がある。

一方、論文をベースとした仮出願制度を導入した場合、専門に特化した論文の性質上、大学が取得する権利範囲が狭くなる可能性があり、大学側ばかりでなく、産業界にとって産学連携へのディスインセンティブになる懸念があることから、その導入に対しては、慎重な対応を求める声が強い。

したがって、仮出願制度の導入については、慎重に対応しつつ、現在特許庁への出願手続きが、パソコン出願ソフトを利用してオンライン出願可能となっていることにより、早期の出願日確保のためであれば、論文に関する電子データを活用することで実質的な論文特許出願を行うことはそれほど困難な作業ではないので、そのような手段を利用すべきである。そのような要望に応えるため、特許庁は、大学に対して、電子出願の容易性について周知を図るとともに、出願ソフトの無償提供を推進すべきである。

なお、大学教官からは、英語で論文を書くことも多いことから、原語出願（英文明細書の出願）の翻訳文提出期間に関し、日本を第1国とする出願については、現行の2ヶ月から12ヶ月程度まで延長してもらいたい旨の要望がある。この翻訳文提出期限の延長については、別途、前向きに検討すべきである。

⑥新規性喪失の例外を許容する制度

既に公知の発明には特許権は付与されないが、例外的に、指定された学術団体における研究集会での発表において発明が公知となったとしても、6ヶ月以内に

出願すれば、当該発表により特許出願が拒絶されないとする「新規性喪失の例外」制度に関して、2001年12月、本研究会は、中間論点整理により、特許法第30条の適用を受ける学術団体に大学等を含めるべきであると指摘した。当該指摘を踏まえ、特許庁では、同月に「特許庁長官が指定する学術団体の指定基準」を改正し、文部科学省を通じて当該改正について大学に周知し、すみやかに運用を開始した。2002年4月1日現在、高エネルギー加速器研究機構（大学共同利用機関）及び東京工業大学等、45の大学等が指定された。

他方、特許法第30条の制度は、あくまで本人によって出願前に発表された論文等が、公知例として拒絶の理由とされないという効果を持つにすぎず、本人の出願前に他人の出願があった場合には特許の取得ができない点や、同様の例外規定がない欧州特許庁をはじめとした国・機関への特許出願においては、本人の論文発表により新規性を喪失しており拒絶の理由に該当すると扱われる点に留意が必要である。今後、これらの注意事項の周知を図ることが必要である。

なお、本件は、国際的な制度調和に関する議論の一つの焦点となっており、その合意に向け我が国としても積極的な貢献を果たすべきである。

（２）先端技術４分野等の知的財産権保護

①先端技術４分野に関連する発明の促進に向けた審査基準等の整備

先端技術の研究分野においては、新しい形態の発明が生み出される可能性があり、そのような場合には、研究・開発の成果が特許権としてどのように保護されるのか必ずしも明確ではない。研究・開発の成果を的確に特許権として保護するためには、産業の実態を踏まえて、審査事例の充実等、審査基準の明確化が必要であり、そのためには、特許庁が最新の研究開発の状況・動向や産業の動向を把握することが必要であり、今後とも大学・研究機関や産業界と特許庁が情報を共有すべく、両者の緊密な連携を強化すべきである。

特に、ライフサイエンスの分野では、審査基準の明確化が急務である。すなわち、米国を中心とした国際プロジェクトにより、ヒトの遺伝子解析は飛躍的に進み、現在では、遺伝子解析後の研究（いわゆるポストゲノム研究）として、遺伝子の情報に基づいて作られるタンパク質の病気との関連や、その立体構造情報を手がかりとした、新しい切り口からの医薬品開発（ゲノム創薬）等が進められている。しかし、タンパク質の立体構造解析やその応用技術といった先端研究分野においては、研究・開発の成果が特許としてどのように保護されるのか必ずしも明確ではない。この問題に関しては、産業発展のための発明の保護とライフサイエンス発展のための解析情報の利用とのバランスに対する配慮が必要である。

今後、タンパク質の立体構造解析及び関連研究の動向を踏まえ、タンパク質の立

体構造に関連する発明について、2002年度中に審査事例集を作成、公表すべきである。

また、従来、医薬品、医療機器などは特許性があるとされる一方、治療方法等の医療行為そのものは産業上利用できる発明でないとして、特許性が否定されてきた。ところが遺伝子治療、再生医療等の新たな技術においては、医師が患者の体内から細胞を取り出し、これに何らかの処理をして患者の体内に戻すというプロセスによるものがあり、上記細胞処理は医師以外の者が担うことも考えられる。しかしながら、現行審査基準ではこのような新たな技術を想定していないため、上記の細胞処理方法も医療行為に含まれるとして特許出願が拒絶され、開発成果を十分に保護できない可能性もある。そこで、医療技術にかかる発明を適切に保護し、新たな医療技術の開発を促進する観点から、このような細胞処理方法は医療行為に含まれず、産業上利用することができる発明であると解釈すべき、との意見がある。

今後、再生医療、遺伝子治療に利用される細胞処理方法に関する発明の取扱いについて、2002年度中に法改正及び審査基準の改訂の必要性について検討し結論を得るべきである。

②先端技術における特許情報のタイムリーな分析・提供

2001年3月の科学技術基本計画において、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の先端科学技術4分野に研究開発費を重点的に投入することが決定された。先端科学技術分野における技術動向を把握することは必ずしも容易ではなく、この分野における効果的・効率的な研究開発や、その成果としての特許出願を的確に行うことができるような情報提供が望まれる。

研究の成果を適切に知的財産権の取得に結びつけ、それがその分野の産業発展につながるように、技術動向調査の更なる充実を図ることが重要である。また、特に、科学技術基本計画における先端科学技術4分野を含む重点8分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、製造技術、社会基盤、フロンティア）については、タイムリーな情報提供が求められることから、2002年2月特許庁ホームページ上で公表された、上記重点8分野の特許出願状況（公開件数・登録件数）を継続的に実行するとともに、2002年度中に、米国・欧州における登録件数の公表の開始も含め、より充実した情報発信を行うべきである。

(3) 「日本版バイ・ドール」における知的財産の取扱

政府資金を利用した委託研究においてその研究成果を受託者に帰属させることを可能とする産業活力再生特別措置法第30条（通称：「日本版バイ・ドール」）は、99年10月に施行され、これまで産業界から高い評価を得ている。

しかしながら、日本版バイ・ドールを適用している省庁は未だ経済産業省等をはじめとする一部の省庁のみに限られていることから、今後原則として、各省庁の全ての委託研究において日本版バイ・ドールを適用すべきである。

また、日本版バイ・ドールを適用して得られた知的財産について、第三者への米国内への輸入・販売に関する独占的ライセンスの供与について審査を行っている米国バイ・ドール制度を参考にすべきとの議論がある。これについては、科学技術の振興や産業競争力の強化等の広範な国益の確保という基本的視座をもちつつ、検討をすることが必要である。この際、我が国においては、第三者への輸入・販売に関する独占的ライセンスの供与について、受託者に対し、委託者である政府に協議を求めることは、委託契約上の取扱で可能であることも考慮すべきである。

(4) 大学、ベンチャー・中小企業等における特許権の効果的な取得に向けた制度の整備・活用

①特許権の早期取得

大学・公的研究機関による研究成果の社会への還元を促す上で、また、ベンチャー・中小企業のように資力の乏しい企業にとっては、市場における競争力を早期に確立する上で、発明の早期権利化が有効な場合がある。この点を踏まえ、2000年7月に、申出から原則1年以内に一次審査結果の発送される早期審査の抜本的拡充を行い、早期審査の対象を大学、ベンチャー・中小企業等の出願にまで広げ、手続きを大幅に簡素化した。2001年の早期審査請求件数は、約3,000件である。

大学、ベンチャー・中小企業等に広く活用されるべく、今後、以下の手段等により、早期審査制度の普及啓発に努めるべきである。

- (i) 早期審査制度に関するホームページの内容の充実を図る。
- (ii) 大学、ベンチャー・中小企業等を対象とする工業所有権説明会（初心者、実務者）や巡回面接等を通じ、制度の紹介に努める。
- (iii) ベンチャーフェアJAPAN、中小企業ビジネスフェア等の機会を利用し、早期審査の利用についての説明会、資料配布等を行う。

②特許情報の有効活用

大学・公的研究機関や中小・ベンチャー企業は、研究開発や権利取得、技術導入等を行う際には、特許情報を有効に活用することが重要である。しかしながら、大学・公的研究機関や中小・ベンチャー企業は、現状では特許情報の十分な調査能力を有しておらず、この能力を向上させることが必要である。

このため、IPDL等の特許情報データベースの普及とその活用方法の指導を行う専門人材の活用、及び、特許情報の調査環境の整備を行うべきである。

また、IPDLの利用者の拡大に伴う速度の劣化対策の課題があり、2003年度末までに、特許電子図書館の機器の入れ替えに合わせて、システムの増強及びアクセス性の改善を図るべきである。

3. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

〈ポイント〉

- ① 我が国企業が国際的な競争に伍していくためには、特許等知的財産の取得、営業秘密の管理、技術流出の管理それぞれの局面において、戦略的対応を図ることが急務である。このため、各企業が社内における戦略的なプログラムを策定することを推奨し、その参考となる指針の作成を2002年度中に検討すべきである。
- ② 知的財産の価値を評価するための情報を十分に開示し、その評価によって収益性や企業価値を判断できるようにすることは、資金調達力の増加、企業経営陣の地位安定等をもたらし、企業の競争力強化につながるものと考えられる。このため、知的財産に関するディスクロージャーの在り方について、企業の秘密管理の利益にも配慮した上で、2003年度中に参考となるべき指針を策定すべきである。
- ③ 昨今の人材流動化やネットワーク化に伴い、企業の営業秘密が国内外の競争他社に容易に流出し、企業の競争力が阻害されているおそれがある。営業秘密の民事的救済措置の強化については、産業構造審議会において積極的に検討を進めるべきである。また、刑事罰の導入については、その是非を含め、関係省庁と議論を急ぐとともに、産業構造審議会の場で人材流動化に対する抑止効果等保護強化に伴って生じうる問題点を考慮しながら、議論を行っていくことが必要である。これらの課題については、2003年の通常国会に改正法案を提出することを視野に入れた検討を進め、所要の措置を講ずるべきである。
- ④ 審査請求件数の大幅な増加が、今後6、7年間にわたり続くことで審査期間の長期化が懸念される。中長期的観点に立って、問題解決を図るべきであり、早期審査体制の拡充から開始し、対話型検索外注体制の大幅な強化、コアコンピタンス出願に対する関連出願連携審査体制の整備等ユーザーニーズを踏まえた審査を行いつつ、10年計画をもって、審査の質を維持しつつ審査請求から2年以内に審査が終了する審査体制の整備を目指すべきである。加えて、限られた審査能力を有効に活用する観点から、出願・審査請求構造の改革について、検討すべきである。
- ⑤ 国内外の競争激化を踏まえ、知的財産権関係紛争が多発しつつあり、その一層の迅速処理と処理コストの低減のための制度整備を図るべきである。このため、異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度の在り方、審判と審決取消訴訟との関係等について検討し、2003年通常国会に所要の改正法案を提出すべき

である。また、侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、関係機関による検討を進め、2005年度までに必要となる中・長期的な措置を講じるべきである。また、証拠収集手続の拡充に関し、総合的な観点から検討を行い、2005年度までに所要の措置を採るべきである。

- ⑥ 創造性の高いベンチャー・中小企業をさらに生み出すために、既存の振興策に加え、知的財産を資産として活用可能とする制度等の整備を図るべきである。知的財産を活用する資金調達手段の拡充に関しては、特許流通市場の充実とともに、2002年度に特許権を証券化するモデル事業の実施を行い、流動化スキームを構築し、2003年度に制度又は運用の改善を図る。さらに、技術移転促進等の観点から優遇税制、知的財産の信託制度等の措置を検討することも必要である。また、ライセンサーが倒産した場合のライセンス契約保護の問題に関しては、対抗要件を備えたライセンシーを保護するよう2003年中に破産法の改正を行い、さらに、ライセンシーが利用しやすい対抗要件の具体的在り方について検討を行い、2005年度までに、より望ましい知的財産権の対抗要件制度の在り方について検討を行い、所要の措置を採るべきである。
- ⑦ インターネットによる企業活動が加速化する中、円滑な企業活動のためには、知的財産がネットワーク上でも適切に保護される仕組みを確保することが必要である。このため、e-Japan 重点計画に基づく、2002年度特許法・商標法の改正を行ったところであり、その円滑な実施が望まれる。また、デジタルコンテンツの流通促進施策に関し、その検討作業の進捗状況を確認し、2002年度以降所要の措置を講じて行くべきである。
- ⑧ ユーザーの多様な知的財産活動に対応したタイムリーな政策を展開するために、知的財産政策の企画立案の基礎となる知的財産関連統計を2002年度中に整備に着手することが必要である。

(1) 知的財産重視型の経営の追求

① 知的財産への戦略的対応の確立

我が国企業は欧米企業に比して、知的財産の戦略的な取得・管理を行っているところが少ないとの懸念がある。すなわち、我が国の特許出願数は世界一であるものの、欧米に比べ国内出願重視の傾向が強く、ライフサイエンス分野等の先端技術分野における国際競争力の源となる国際的な特許は質・量ともに必ずしも十分とは言えない。また、米国企業の中には、事業拡大やライセンス収入に結びつかないような特許について、随時見直しを行っているところもあるが、我が国企業の場合、一部には同様の取組がなされているものの、全体としてどの程度一般的に行われているのかが明らかでない。

今後は、グローバルな競争を意識した戦略的対応が一層重要性を増すと考えられるため、各企業が社内において保有する特許をポートフォリオとして一元的に管理し、収益性向上と事業戦略の観点から特許の「選択と集中」を進めることを目的として戦略的なプログラムを策定することを推奨する。また、企業の実態を踏まえつつプログラム策定の参考となる指針の作成を2002年度中に検討する等、我が国企業による知的財産の戦略的取得・管理を促進すべきである。

② 知的財産に関するディスクロージャー

投資家向け広報等において、知的財産関連活動及びその成果として生み出された知的財産に関するディスクロージャーを行っている我が国企業は少なく、投資家が企業の収益性や企業価値を適切に判断するための材料の一つとして、知的財産に関する情報を活用できない状況にある。

知的財産に関する情報を十分に開示し、その評価を収益性や企業価値の判断材料の一つにできるようにすることは、ひいては、企業の知的財産戦略を確立し、資金調達力の増加、企業経営陣の地位安定、敵対的買収への対抗、従業員の雇用安定等、さらには企業の競争力強化につながるものと考えられる。このため、知的財産のディスクロージャーの改善が進められつつある米国企業等の状況について調査しつつ、知的財産に関するディスクロージャーの在り方（創出キャッシュフロー額、当該知的財産の技術的優位性、当該知的財産を活用した事業戦略等の知的財産を評価するための情報及びそのディスクロージャーの方法等）について、企業の秘密管理にも配慮した上で、2003年度中に参考となるべき指針を策定すべきである。

(2) 営業秘密の保護強化

我が国の企業活動における営業秘密の重要性が一層高まっている中、企業の営業秘密が国内外の競争他社に流出するケースが増加し、企業の競争力を損なうことが懸念されている。そこで、各企業において、より一層の営業秘密の管理強化を図るとともに、政府としても不正競争防止法の改正により民事、刑事両面から営業秘密の保護強化を図るべきではないかが課題である。

各企業における営業秘密の管理強化に関しては、企業による戦略的なプログラム策定の参考となる指針（前掲）において、2002年度中に、営業秘密の管理の在り方を提示することを目標とする。

不正競争防止法の改正による営業秘密の保護強化については、まず、民事上の救済の強化に関しては、原告による侵害行為と損害賠償の立証が容易化されることを目的とし、産業構造審議会知的財産政策部会において積極的に議論を行うことが必要である。また、営業秘密の侵害行為に対する刑事罰の導入に関しては、今後、関係省庁と導入の是非を含めた議論を急ぐとともに、産業構造審議会知的財産政策部会においても、人材流動化に対する抑止効果等保護強化に伴って生じる問題点を考慮しながら、議論を行っていくことが必要である。

これらの課題については、2003年通常国会に改正法案を提出することを視野に入れた検討を進め、所要の措置を講ずるべきである。

(3) 迅速・的確な審査体制の整備～ユーザーニーズを踏まえた審査

先端技術をはじめとする重要技術を適時に、かつ適切に保護するためには、特許庁の確固たる審査体制が必要であることは論を待たない。

我が国特許庁は、比較的小規模の審査体制のもと、審査官の高いパフォーマンスをもって、近年国際的にも遜色のない審査期間を維持してきた。

しかしながら、近年の我が国の出願・審査請求状況を見ると、我が国の市場規模や研究開発投資額から見て欧米に比べ出願及び審査請求件数が極めて多い反面、その特許率や外国出願率は低いという出願・審査請求構造がみられる。我が国は、欧米に比べて、現場と知的財産部門の距離が短く、有効な特許網を形成していることが日本企業の競争力の一つとなっている面もある。他方、少なからず見られる特許性の乏しい出願に対して相当量審査資力を投入せざるを得ないことから、我が国産業競争力を確立する重要出願の審査に支障をきたすおそれがある。

また、趨勢的な出願増、平均請求項数の増加、審査請求率の上昇に加えて、近年は審査請求期間を3年に短縮したことに伴う審査請求の前倒しによる滞貨の急増が生じつつあり、今後、審査の長期化が懸念される。とりわけ審査請求期間の

短縮に伴う審査請求件数の増加は今後6、7年間にわたり続くことが予想されることを踏まえれば、中長期的観点に立って、抜本的な問題解決を図るべきである。

まず、2002年度中に早期審査に関する制度改正の周知徹底を図りつつ、ベンチャー、中小企業、大学、さらに外国関連出願、実施関連出願についての早期審査請求増大に対処しうる体制を整備する。制度変更による一時的な審査請求件数が急増する2005年度までには対話型検索外注体制の大幅な強化と審査官の大幅拡充を図る。また、コアコンピタンス出願に対する関連出願連携審査体制を整備するなどユーザーニーズに応じた審査を行う。審査官補の教育期間等を考慮しつつ2006年度以降において審査請求件数の長期トレンドを上回る処理体制を構築し、10年計画をもって審査請求から2年以内に審査が終了する体制の整備を図る。

加えて、限られた審査能力を有効に活用する観点から、出願・審査請求構造の改革について、検討すべきである。

(4) 知的財産権関係紛争の迅速処理と処理コストの低減

① 審判制度と侵害訴訟・審決取消訴訟

(i) 審判制度の見直し

現在、特許付与後の見直し制度として、特許異議申立制度と無効審判制度が並存しているが、両制度への同時係属案件や、異議申立不成功の場合の無効審判請求案件等、両制度の並存による煩雑さが指摘されている。また、キルビー最高裁判決によって侵害裁判所による特許等の有効性の判断が一定限度内で認められ、この利用が拡大していることを背景に、特許異議申立制度と無効審判制度の2つの制度を併存させることの意義について見直すことが必要となっている。

また、審決取消訴訟の係属中に特許庁に訂正審判が請求され、これが認容・確定すると、審決取消訴訟においてほぼ自動的に審決が破棄され、高裁から特許庁への事件の差戻しが生じる(審決取消訴訟の係属中の特許の訂正に起因する審決の差戻し)ところ、紛争の1回的解決の要請を受けて、こうした事件の行き来を防止することが必要である。

特許異議申立制度と無効審判制度の併存については、安価で簡素な職権手続によって、厳格な請求人適格を問わずに、侵害の争いのない時点で予防的に対世効のある判断が得られるという行政手続の意義を維持しつつ、特許異議申立と無効審判の2制度の要素を取り入れた新たな審判制度へと合理化し、審判機能を充実させることについて検討すべきである。

東京高裁と審判との事件の行き来については、これを減少させるため、権利者の審決取消訴訟の係属中の訂正審判の請求を遮断するとともに、審判審理において必要十分な攻撃防御が尽くせるようにすること等の対策を講じるべきである。

これらの課題については、産業構造審議会知的財産政策部会において更に審議をし、2003年通常国会に所要の改正法案を提出すべきである。

(ii) 専門訴訟への対応力の強化

司法制度改革審議会の最終意見書の中で、知的財産権関係訴訟における専門的処理体制の一層の強化が謳われており、現在、司法制度改革の動きの中で専属管轄化及び専門委員制度の導入の検討が進められているところである。

侵害訴訟に関する東京・大阪地裁の専属管轄化、東京高裁の専属管轄化及び専門委員制度の導入等の議論については、法制審議会民事・人事訴訟法部会で行われている検討に引き続き参画するとともに、知的財産戦略会議の議論を踏まえ、積極的にその実現につき検討していくべきである。

(iii) 侵害訴訟における特許等の有効性の判断と無効審判の役割の整理

キルビー事件最高裁判決は「特許等に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止・損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない」と判示し、侵害訴訟を審理する裁判所が、「無効理由が存在することが明らかな場合」に限って特許等の有効性の判断を行うことを許容した。

こうした現状に対し、産業界の有力な声として、特許権等の侵害を巡る紛争と特許等の有効性を巡る紛争を併せて解決する（紛争の一回的解決）ため、東京・大阪地裁の専属管轄化や専門委員・調査官の活用等を含む侵害裁判所の専門的審理体制の整備を前提にして、侵害訴訟における有効性判断の範囲を無効理由が存在することが明らかでない場合にも拡大すべきとの要望が出された。

一方、こうした要望に対しては、「明らか」要件は、無効審判制度の並存を前提にする限り、特許庁の無効審判における判断と侵害訴訟における無効判断との齟齬を防止する安全弁として必要であり、有効性判断の範囲を拡大すべきではないとの意見が出された。また、侵害訴訟における有効性判断の範囲を拡大しても、侵害訴訟の当事者でない第三者からの無効審判請求が可能である以上は、特許権者にとっては一回的解決にならないとの意見もあった。

さらに、有効性判断の範囲の拡大は、それ単独で、あるいは無効審判が並行して行われなくなることと併せて、侵害訴訟の審理期間の大幅な長期化をもたらすとの懸念が示されるとともに、審理期間が長期化すればするほど、特許権者が受ける不利益は拡大するとの意見が出された。これに対しては、(i) 審理期間の長期化は必至であるが大幅なものとはならない、(ii) 審理期間が部分的に長期化したとしても紛争の一回的解決による最終的な解決まで

の期間の短縮を優先すべき、といった意見が出された。

ベンチャー・中小企業の観点からは、経営資源を有効利用するために紛争の一次的解決を進めるべきであるとの意見が出された一方で、大企業と比べて投資回収の必要性が高いことから、紛争の早期解決を何よりも優先するとの意見が出された。

また、侵害訴訟における有効性判断と特許庁の無効審判との関係について、裁判所と特許庁の双方に対応する負担の軽減、両者の判断の齟齬の回避の観点から、整理すべきとの意見が出された。特に、侵害訴訟における有効性判断の範囲を拡大しても、侵害訴訟と同時にまたは後日独立に無効審判が提起された場合には、究極的な紛争の一次的解決が図られないことを理由に、無効審判制度を廃止したり、その請求時期に制限を設けるなどの措置を併せて講じるべきとの意見があった。これに対し、侵害訴訟の有無とは別に予防的に権利を無効にする必要がある場合もあることから、無効審判制度の廃止や請求時期の制限を行うべきではないとの意見も出された。

なお、侵害訴訟における有効性判断の範囲拡大について検討する際には、(i)特許付与という行政処分の公定力をどう考えるか、(ii)対世効のある無効審判の審決と異なり相対効しかない侵害訴訟の判決で、同一の特許の有効性をめぐる紛争を将来にわたって防止することが可能か、(iii)職権主義を採る審判手続と当事者主義を採る民事訴訟手続の関係をどう考えるか、(iv)侵害訴訟中にされる特許の訂正をどう取り扱うのか、等の法的論点についても整理が必要との指摘があった。

以上のように、侵害訴訟における有効性判断の範囲拡大についての要望がある一方、これに慎重な意見もあって、各論点についての意見は収斂しなかった。今後は、関係省庁、裁判所等が協力して、権利濫用の抗弁の利用実態や問題点の分析、ユーザニーズの調査分析、法的論点の整理等を踏まえ、侵害訴訟と無効審判がどのような関係にあるべきかについて積極的に検討を進め、2005年度までに必要となる中・長期的な措置を講じる必要がある。

②証拠収集手続の拡充

知的財産権侵害訴訟においては、被告の側に証拠が偏在することが多く、原告による侵害の立証が困難であることから、証拠収集手続を拡充することが必要ではないかという点が課題となっている。

他方で、知的財産訴訟においては、営業秘密が関連することが多いため、証拠収集手続の見直しにおいても、営業秘密に関連する証拠の所持者の利益を適切に

保護しない限り、問題の本質的な解決は期待できない。

こうした観点から、産業界から、(i)営業秘密等、文書提出拒否事由を判断するためのインカメラ審理に訴訟代理人等の参加を認めるとともに、得られた秘密の漏示に対して強い制裁を課すべきである、(ii)訴訟代理人と当事者との連絡文書等が文書提出命令の適用除外となることを明確化すべきである、(iii)提出を命令された文書に営業秘密を含む場合は、裁判官と代理人その他許可された者のみで審理されるものとし、審理の過程で得られた秘密の漏洩を厳しく禁ずる手続を整備すべきである等の要望が提出されている。

今後は、正当な権利者の権利行使を容易にするとともに営業秘密に関連する証拠の所持者の利益を適切に保護するため、提訴前及び提訴後の証拠収集手続の拡充等について、法制審議会民事・人事訴訟法部会における議論に積極的に提言していくとともに、知的財産戦略会議の議論を踏まえ、精力的にかつ総合的な観点から検討を行い、2005年度までに所要の措置を採るべきである。

③損害賠償額の認定の充実といわゆる「三倍賠償制度」

知的財産権関係紛争事件においては、損害賠償額の認定額が低く、「侵害し得」の状況が生じていることから、損害額の三倍の賠償額を認定できるとする、いわゆる「三倍賠償制度」を導入すべきではないかという議論がある。

しかしながら、三倍賠償制度については、①不法行為に基づく損害賠償請求において、権利者の損害を超えた賠償を認めることはできないとの我が国の損害賠償制度の基本原則と相容れない、②実損を超えた賠償が命じられるべきではないとの国民感情がある、③公害や国家賠償といった他の法領域との関連も踏まえて慎重に検討すべきである、といった問題点が指摘された結果、導入が見送られた経緯があり、その実現は困難であると考えられる。他方、近年の侵害救済措置の拡充もあり、特許侵害訴訟の平均賠償額は大幅に上昇している（特許・実用新案権侵害訴訟における90～94年の損害賠償認定額が平均約4,600万円であったのに対し、98～2001年では約1億8,125万円に上昇している）。

いわゆる「三倍賠償制度」については、現時点では実現困難であるが、侵害に対する抑止力を担保するためには、財産的損害を超えた賠償を請求することが必要であるとの意見にかんがみ、侵害を抑止するその他の方策も継続して具体的に検討すべきである。例えば、民事上の非財産的損害の賠償（民法第710条）についての、法理論上及び裁判実務上の実現可能性を含め、知的財産戦略会議の議論を踏まえ、総合的に検討することが必要である。

加えて、特許権侵害罪が確定した事業者に対し、政府（又は地方公共団体）の調達における指名競争の対象から外す（指名停止処分）といった措置につき、その実現可能性も含め、更に検討を進めるべきである。

④弁理士に対する侵害訴訟代理権の付与

2002年の通常国会において、能力担保措置を講じた上で弁理士に侵害訴訟代理権を付与する旨の改正法案の成立をみたところである。代理権取得の要件である日本弁理士会が行う研修の円滑な実施には、裁判所、弁護士会の協力が不可欠であり、また、特許庁においても可能な限りの支援を行うべきである。

(5) 知的財産を資産として活用可能とする制度等の整備

①特許流通・技術移転促進施策

知的財産は、技術開発等の知的創造活動の結晶であり、技術力に基づいた産業・経済の活性化を図る上で、その積極的な活用が不可欠となっている。

特に、商品のライフサイクルの短縮化や研究開発費の高騰といった現在の状況においては、研究開発コストの縮減やより効果的な研究開発体制の整備が求められるだけでなく、他者の保有する技術を有効に活用することが必要になる。このため、「知恵を出し、特許を取得した者」と「これを利用しようとする者」を効果的に結びつけていく環境、すなわち、「特許流通・技術移転市場」を整備することが重要な課題となる。

特許庁では、97年度から、特許流通を通じた技術移転市場の整備等を図ることを目的として特許流通促進事業を実施してきており、2001年度からは、独立行政法人工業所有権総合情報館が、その大部分を引き継ぐこととなった。

本事業を通じて、過去5年間に1,478件（2002年3月末）の技術移転等の成功事例が生じ、その経済的インパクト（特許流通促進事業の結果発生した金銭移動（事業費自体は含まず。）は約260億円（2001年12月末）に達し、投入コストの約2倍の効果を上げている。

また、本事業開始当初は大企業から中小企業への特許流通・技術移転の割合が多かったが、現在は、中小企業間における特許流通・技術移転が多く、中小・ベンチャー企業から大企業、或いは、大学・TLOから大企業への特許流通・技術移転の事例も増加傾向にある。

このように、本事業は、中小・ベンチャー企業等における知的財産権活用に対する意識高揚や産学連携の活性化に貢献している。

このような状況を踏まえ、今後は、中小・ベンチャー企業、大学・TLOにおける特許管理を充実させ、質の高い特許取得を促進すると共に、特許流通アドバイザー等の特許流通・技術移転に関する人的ネットワークの拡充、特許流通データベース等の情報ネットワークの拡充、研修事業の内容充実等の人材育成機能の強化等、特許流通・技術移転に対するユーザーニーズに応じた事業内容の更なる充実と費用対効果を考慮した効率性向上に努めるべきである。

また、TLO等の技術移転事業者の活動の円滑化、グループ企業における親会社等の知的財産権の一括管理を可能とすること等の観点から、今後、知的財産の活用・流通に当たっての優遇税制、知的財産の信託制度等の措置を検討することも必要である。

②ライセンス契約の保護

知的財産のライセンス契約において、知的財産の譲渡やライセンサー自身の倒産によって、ライセンシーが不安定な立場に立たされる危険がある。そこで、ライセンシーの立場の保護を通じて、ライセンサーのライセンシングを促進するための一定の立法的な手当が必要ではないかが課題である。

法務省は、2003年中に、ライセンサーが倒産した場合において、対抗要件を備えたライセンシーを保護するよう破産法等の改正を行う予定である。かかる法改正が実現すれば、知的財産が譲渡される場合及びライセンサーが倒産する場合、いずれにおいても、対抗要件を具備したライセンシーの立場は保護されることになる。そこで、いかにして利用しやすい対抗要件制度を構築していくかが問題となる。

対抗要件制度の在り方については、産業界の要望、既存の対抗要件制度の有無及び利用状況、ライセンスの対象となっている権利の性質等を踏まえ、権利毎に検討していくことが必要である。

工業所有権については、既に通常実施権の登録制度が存在するところであるが、出願中の特許は対象となっていないこと、また、包括的クロスライセンス契約の対象とされた個々の特許等の登録は、現行制度の下では手続きが煩雑であること、ライセンスに関する情報を第三者に明らかとせざるを得ないこと等から利用しにくいという指摘がある。

このような指摘を踏まえ、研究会では、i) 例えば公証人制度を利用する等、ライセンス契約自体の対抗要件制度を新たに構築すべきであるとする意見や、ii) 包括的ライセンス契約に含まれた出願中の特許を対象とする登録制度を構築すべきであるとする意見、さらにiii) 簡易な登録制度を構築すべきであるとする意見が出さ

れた。また、通常実施権登録に関する複数のオプションを構築し、その中から企業が選択し得るようにすることが重要であるとする意見もあった。

今後は、研究会での上記議論を踏まえ、産業界のニーズを的確に把握し、既存の対抗要件制度（登録制度）の問題点を踏まえた上で、より望ましい対抗要件制度の在り方について更に検討を深めることが必要であり、産業構造審議会知的財産政策部会等の場において、具体的な検討を行い、2005年度までに、より望ましい知的財産権の対抗要件制度の在り方について、所要の措置を取るべきである。

著作権法については、経済産業省として、文化庁に対し、著作権法を改正し、ライセンス契約の対抗要件制度が創設されるよう、再度要望を行っていくべきである。

③知的財産を活用する資金調達手段の拡充

ベンチャー・中小企業が特許技術を事業化するためには、資金調達が円滑に行われることが重要であるが、エクイティ投資や担保融資制度等の活用は進んでいない。さらに、大企業からも、保有特許の資産としての有効活用に対するニーズが高まっている。これらの問題に対しては、知的財産を活用する資金調達手段として、知的財産そのものを投資対象とする証券化・信託制度を用いる手法がある。しかしながら、これらの手法は著作権については、活用事例が存在するものの、特許権については活用されていない状況であることから、その活用を進めていく上での問題点を明らかにしていくことが必要である。

このため、特定目的会社を用いて実際の特許権を証券化するモデル事業を通じて、実現可能なスキームを検討していくべきである。具体的には、証券を自社内の研究開発者に販売するインセンティブ付与モデル、共同開発技術や標準化技術の証券化による権利調整モデル、ベンチャー・中小企業の特許または未利用特許の証券化による流動化モデル等のスキームの構築を検討すべきである。その中で、資産流動化法や信託業法等の制度上の問題点についての抽出も行い、2003年度に制度又は運用の改善を図るべきである。

(6) ネットワーク社会に対応した知的財産制度の確立～デジタルコンテンツの流通促進

ブロードバンド時代を迎えるに当たって、e-Japan 重点化計画及び e-Japan 2002 プログラムにおいて、コンテンツ流通の促進が重要な政策課題として位置付けられている等、多様かつ高品質なコンテンツが円滑に流通し、権利者に対価が還流するための環境整備は喫緊の課題である。

こうした課題に取り組むため、経済産業省内において「コンテンツ流通促進検討会」が設けられ、①コンテンツの安全な流通の確保（個別のコンテンツ毎に権利情報等をデータベース化し、共通の番号体系による管理システムの在り方等）、②コンテンツ産業の海外展開支援の在り方（海賊版対策等）、③コンテンツ産業の活性化に向けた支援（人材育成・資金調達の方策等）、④コンテンツの流通をめぐる競争政策上の課題と対応（制作事業者と流通事業者の契約慣行の在り方等）の検討が行われており、2002年半ばを目途にとりまとめが行われる予定である。また、2002年度以降、経済産業省、文化庁及び総務省の連携の下、権利関係が最も複雑なテレビ放送番組を例に、関係する権利者・権利に関する情報を制作時に付与するシステム等の研究開発・普及を行うべきである。このような取組により、デジタルコンテンツの一層の流通促進が期待される。

(7) 知的財産関連統計の整備

我が国企業、大学、研究機関等多様なユーザーの知的財産活動に対応したタイムリーな政策を展開するためには、基礎情報として、知的財産に関連した様々な統計情報を取得することが重要である。しかしながら、現在、研究開発から出願、登録、実施までを網羅する総合的な知的財産関連の統計は存在しない。

したがって、企業活動と知的財産権との関係等が評価可能となる等、知的財産政策の企画立案する上で有用な知的財産関連統計を2002年度中に整備に着手することが必要である。

4. 海外における知的財産権の保護強化

<ポイント>

- ①海外において、我が国製品の模倣品等の知的財産権侵害品が急増しており、本問題の深刻化が、我が国の産業競争力に対し極めて悪影響を及ぼしている。このため、この対策強化に向けて検討を行い『模倣品等知的財産権侵害品に対する対策強化について〔特別提言〕（2001年12月）』を取りまとめた。2002年4月には、同提言にも盛り込まれた「国際知的財産保護フォーラム」が発足する等具体的取組が進展している。今後は、同提言に盛り込まれた7つの提言に沿って対策を具体化し、問題解決を図るべきである。また、水際措置強化については、2002年度中に具体策を関係省庁間で検討し、2003年度中に所要の措置を講じるよう努めるべきである。加えて、各権利侵害国における制度・運用の改善状況を勘案しつつ、2002年度中に今後の官民の取組についてフォローアップを実施し、その後も定期的フォローアップを行い、権利侵害品対策の在り方を絶えず見直していくべきである。
- ②我が国製造業のアジア各地への生産拠点移行等の過程で、その産業技術が一方向的に流出し、企業の競争力に影響を与えているのではないかと懸念がある。このため、民間企業が、産業競争力の強化の視点から、中長期的な技術管理・活用戦略の在り方について、各企業内の組織整備等を含む戦略的なプログラム（前掲）を策定することを推奨するとともに、その参考となる指針（前掲）を2002年度中に策定するべきである。また、知的財産権の取得や行使を阻害するアジア諸国等の法制度や運用の改善等、環境整備への働きかけ及び支援を実施すべきである。
- ③企業は海外市場を確保する観点から海外における知的財産権の取得を積極化しており、手続・翻訳費用等のコスト負担の低減のニーズが増大している。このため、特許協力条約の改正、各国特許法の制度調和、先行技術調査結果・審査結果の相互利用、機械翻訳等に関し、引き続き積極的に取り組むべきである。
- ④国際裁判管轄に係る知的財産分野への対応については、ハーグ国際私法会議において議論がなされているが、米国をはじめ諸外国の議論の状況等を踏まえながら、今後、2002年度以降積極的に対応を進めていくことが必要である。

(1) 模倣品等知的財産権侵害品への対策強化

アジア諸国を中心とした模倣品等知的財産権侵害品（以下「権利侵害品」という。）による我が国企業の被害は、商標権侵害から意匠権侵害・特許権侵害へと、またデジタル技術を用いた正規商品と寸分違わぬ海賊版商品へと質的に高度化するとともに、権利侵害品の第三国への輸出により地域的にも拡大している。権利侵害品を放置した場合、権利侵害品の製造国・流通国での市場喪失やブランドイメージ悪化等の深刻な結果を我が国企業に招来することから、権利侵害品対策の抜本的強化が喫緊の課題となっている。他方、権利侵害国にとっても、権利侵害品の氾濫は自国の国際的信用を失墜させ外国企業の投資意欲を減退させる可能性がある等、権利侵害国が自主的な取組を強化することも重要である。

こうした中、本研究会では、2001年12月に特別提言（「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策強化について」）を取りまとめ、官民連携による権利侵害品対策強化に向けて、今後取り組むべき課題の整理を行った。特別提言と前後して、我が国における権利侵害品問題への関心は急速な高まりを示しており、官民の様々な取組が具体化しつつある。政府においては、中国政府に対する具体的な被害案件の提示及び取締要請、我が国の経験に基づく輸出規制強化の要請等のアクションが開始されている。民間では、日本自動車工業会がハイレベルミッションを派遣し、中国政府に権利侵害品取締強化を要請するとともに、中国汽車工業協会と「日中二輪車産業界知的財産プロジェクト」を締結、今後、知的財産権シンポジウムの共同開催や紛争調停メカニズム設立の検討等を予定している他、日本ベアリング工業会も中国へミッションを派遣し、具体的な証拠に基づき地方政府を含め中国政府に対応を要請し、具体的な回答を得るなどの取組が進んでいる。加えて、2002年4月には、官民一体となった権利侵害品対策を実施する産業界横断的組織として、「国際知的財産保護フォーラム」（以下「フォーラム」という。）が発足した。なお、コンテンツ業界についても、政府より「コンテンツ産業海外展開促進コンソーシアム（仮称）」の設立が呼びかけられており、フォーラムに参画することが検討されている。

今後は、特別提言に盛り込まれた7つの提言（①権利侵害国・地域政府に対する交渉強化、②諸外国の権利侵害品対策に対する支援、③国際的な国境対策の実施、④民間企業における取組強化、⑤権利侵害品の実態把握の充実及び効果的な活用方法の検討、⑥業種横断的な民間企業の連携の促進と官民一体となった対策の強化、⑦権利侵害品対策の戦略化）に沿って、さらに権利侵害品対策を具体化し問題の解決を図るべきである。

フォーラムについては、今後、我が国の権利侵害品対策の中核的組織と位置付け、政府と一体となった対策を講じることが重要である。具体的には、フォーラムにおいては、権利侵害国・地域政府へのミッションの派遣、情報交換及び調査

研究活動、政府ベースでの人材育成支援プロジェクトへの貢献等を検討するとともに、このような活動を通じて、我が国産業界として被害実態や権利侵害品対策に関する提言をとりまとめ、我が国政府や権利侵害国・地域政府に働きかけることが期待される。政府としても、フォーラムの活動成果を十分に活用するとともに、フォーラムと連携して官民一体となった取組の実現を図るべきである。

また、権利侵害品対策は、侵害国別に戦略を構築した上で取組を進めていくことが重要であるところ、侵害国毎に知的財産制度・運用に関する改善要求事項をプライオリティー付けして整理するとともに、交渉方法も事案に応じて選択すべきである（WTO加盟国にはWTO/TRIPSの活用、WTO非加盟国などWTO/TRIPSでカバーできない事案については二国間交渉の活用等）。さらに、人材育成等の侵害国のエンフォースメント能力向上に関する支援策とのポリシーミックス及び交渉力強化方策についても引き続き検討すべきである。

加えて、権利侵害品問題については、従来、各省庁毎に対策強化が図られてきたところ、今後は侵害国に対する働きかけ、侵害国における水際措置強化等に関する支援、さらには、国内に流入する知的財産侵害品に係る水際措置強化等について、関係省庁間の連携を推進すべきである。特に国内水際措置強化については、2002年度中に具体策を検討し、2003年度中に措置を講じるよう努めるべきである。

なお、上記取組の実施にあたっては、各侵害国における制度・運用の改善状況を勘案しつつ2002年度中にフォローアップを実施し、その後も定期的フォローアップを行い、権利侵害品対策の在り方を絶えず見直していくべきである。

(2) 技術移転に関する基本的考え方

我が国企業が海外での事業展開を行うに当たり、その保有する技術や生産管理ノウハウ等を移転することとなるが、技術的優位性を確保しつつ、海外で収益を挙げる仕組みをいかに戦略的に強化していくかが、我が国産業の競争力強化の観点から重要である。

特に、合併事業・技術供与やリバースエンジニアリング、金型等の図面情報の流通等の形状情報を通じた技術移転、先端的製造設備の販売、現地従業員やOB等の人を通じた生産技術の移転等により、意図しない我が国企業の中核的な技術や生産ノウハウの海外流出が見られ、企業における技術や知的財産の管理や活用の在り方について対策を講じることが急務となっている。

また、我が国企業が戦略的に取り組むに当たり、それを阻害しかねない諸外国のライセンス規制や知的財産法制度及びその運用等に対し、官民協力による交渉や要請を各国別に検討することも併せて必要である。

一方、米国企業による技術管理として、例えば、(i) 技術流出によるリスクやダメージが大きい革新技术については、国内で製造又はブラックボックス化し提供する、(ii) 合併事業のパートナー選択を慎重に行い、契約内容についても細心の注意を払う、(iii) 現地企業団体を通じたロビー活動、情報提供活動や教育活動を行う、(iv) 知的財産保護のための専門サービス会社を活用する、(v) 供与した技術に関しては、適正なロイヤリティ等による収益還元を確保するといった戦略的な取組が図られているところであり、我が国企業も戦略的な取組を強化していくことが必要である。

そこで、民間企業が、産業競争力の強化の視点から、中長期的な技術管理・活用戦略の在り方について、各企業内の組織整備等を含む戦略的なプログラム（前掲）を策定することを推奨するとともに、企業の実態を踏まえつつ、その参考となる指針（前掲）を2002年度中に作成するべきである。

また、知的財産権の取得や行使を阻害するアジア諸国等の法制度や運用の改善等、環境整備に向けた働きかけ及び支援を実施すべきである。

加えて、政府が行う技術協力を通じて、民間企業等の有する技術が流出する可能性があるとの指摘もあった。現状において技術協力では、途上国の産業発展を図るとともに我が国企業の海外における事業展開をも支援しつつ、相手国産業の実情に応じた技術移転が行われているものと認識できるが、途上国の技術レベルが昨今急速に向上していることも念頭においた上で、今後とも、移転する技術の内容、相手国における知的財産保護の状況にも十分配慮しつつ、協力を行うべきである。

(3) 海外での権利取得の促進・容易化

市場経済のグローバル化による企業活動のグローバル化に伴い、グローバルな権利取得システムの構築に向けた制度の整備が要請されており、そのための具体的方策として、特許協力条約（PCT）の改正、特許制度の実体的調和が検討されている。

一方、途上国における権利の取得に関しても、途上国特許庁の審査能力不足に懸念があり、我が国企業の海外における権利取得の促進・容易化を図る方策を検討することが重要であり、途上国における権利取得容易化のための様々な方策が検討されている。

PCTの改正については、PCT制度の簡素化・合理化を目指し、引き続きWIPOでの検討を主体的にリードすべきである。なお、既に修正されたPCTの国内移行期限の延長（一律30月化）については、2002年の通常国会において改正法案の成立をみたところである。

特許制度の実体的調和については、W I P Oでの実体特許法条約（S P L T）案の議論において、出願人・特許庁共に最大限メリットがある形での条約・規則の成立を目指すべきであり、引き続き米国の先発明主義の先願主義への移行、全出願への出願公開制度の適用、欧州におけるグレースピリオド拡張への働きかけ等を積極的に行うべきである。

また、世界特許システムの構築に向け、W I P Oでの実体特許法条約に基く特許制度の実体面の調和に向けた検討に加え、特許制度の運用面での調和、検索システムの共通化等の検討に、引き続き積極的に取り組むべきである。一方、実体特許法条約の検討には時間を要するとみられることから、現行の各国の異なる特許法の下での先行技術調査結果・審査結果の相互利用の可能性についても早急に検討すべきである。特に、米国とのサーチ・審査結果の相互利用のためのスキームについて、2002年中に先行技術調査結果・審査結果の相互利用に関する検討プロジェクトを立ち上げ、遅くとも2003年末までに2004年以降の将来計画を両国特許庁間において決定する等の措置がなされるべきである。また、海外特許取得促進の観点からみると、言語の相違による翻訳コストが海外特許の取得コストを押し上げている一要因となっていることから、機械翻訳の充実等これを低減する方策も検討すべきである。

途上国については、バイ会合、マルチ会合、特に2001年に構築されたA S E A N+3知的財産庁会合等の枠組を通じて知的財産分野での取組を一層強化していくと共に、権利取得の容易化については、①マレーシア・シンガポールに対する我が国特許庁のM S E対象庁化の推進、②インターネットを介した審査情報提供システム（Asian Industrial Property Network（A I P N）構想）の実現、③各国特許庁に対する人材育成強化を行うべきであり、さらに、④P C T及びマドリッド・プロトコルへの加盟、⑤早期審査制度導入、⑥デッドコピー規制導入を働きかけるべきである。

（４）国際裁判管轄に係る知的財産分野への対応

現在、ハーグ国際私法会議において「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約（ハーグ条約）」の策定に係る議論がなされている。

知的財産分野については、特許権等の登録を要する知的財産権の侵害に関する訴訟の裁判管轄を権利登録国の専属管轄とするか否か、営業秘密、著作権等の登録を要しない知的財産の侵害訴訟の裁判管轄をどう取り扱うか、サイバースペース上で生じる紛争の取扱をどうするか等の問題点が指摘されている。

これらについては、米国をはじめ諸外国の議論の状況等を踏まえながら、2002年度以降積極的に対応を進めていくことが必要である。

IV. 終わりに

冒頭で言及したように、これまで低コストを競争力の最大の武器としていた途上国企業が、技術力をも着実に向上させている現実を前に、今後我が国産業が競争力を維持・強化するためには、創造性の高い技術等を知的財産として保護し、それを事業活動の強化と収益構造の改善に戦略的に活用していくことが重要である。

折りしも、2002年2月、内閣総理大臣主催の知的財産戦略会議が設置され、知的財産政策の基本的方向や2005年度までの具体的行動計画（アクション・プラン）を含む「知的財産戦略大綱（仮称）」が7月3日目途に策定されることとなっている。本最終報告の提言をもとに、関係各方面で更に幅広い議論が行われることを期待する。